

〔加入者異動届（施設・団体間異動届）記入例〕

(H28. 4改正版)

共済会受付日付印

様式 第5号一(1)

加入者異動届

(施設・団体間異動届)

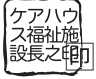
一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会 理事長 様

申込日 2016 年 12 月 1 日

・「生年月日」および「加入年月日」は西暦で記入してください。

下記のとおり異動したので届け出します。

| | | | |
|-----------------------|---------------------|--------|-------------------|
| (フリガナ) 会員氏名 | 生年月日 (西暦) | 性別 | 加入年月日 (西暦) |
| (オオガキ ハルコ) 大垣 春子 | 1963 10 10 年 月 日 | 男 女 | 1984 4 1 年 月 日 |

| 異動前施設・団体記入欄 | |
|-------------------------------|--|
| 施設・団体 会員番号 | 0 8 1 1 0 0 7 2 |
| 施設・団体名 | ケアハウス 福祉 |
| 異動年月 (掛金支払最終月) | 20 16 年 11 月 |
| 標準給与月額 (本年度掛金認定額) | 225,000 円 |
| 掛金額 | 通常掛金・2倍掛金 |
| 職種(コード番号) | 栄養士(08) |
| 自助年金加入 | 継続(届必要)・脱退(届必要) |
| 共済契約者又は施設等名称 (法人名・施設名) | ケアハウス 福祉 |
| 共済契約者又は施設長等名 (理事長・会長・施設長等) | 施設長 山田  |
| 事務担当者(記入者)氏名: | |

| 異動後施設・団体記入欄 | |
|-------------------------------|--|
| 施設・団体番号 | 0 8 3 3 |
| 施設・団体名 | 特別養護老人ホーム 鶴飼 |
| 異動年月 (掛金支払開始月) | 20 16 年 12 月 |
| 標準給与月額 (注意事項①参照) | 230,000 円 |
| 掛金額 (注意事項②参照) | 通常掛金・2倍掛金 |
| 職種(コード番号) | 栄養士(08) |
| 自助年金加入 | 継続(届必要)・脱退(届必要) |
| 共済契約者又は施設等名称 (法人名・施設名) | 特別養護老人ホーム 鶴飼 |
| 共済契約者又は施設長等名 (理事長・会長・施設長等) | 施設長 揖斐川清  |
| 事務担当者(記入者)氏名: | |

・「標準給与月額」は本年度掛金の認定基礎となった標準給与月額を記入してください。

あった場合も、異動後施設に連絡してください。

・施設間異動の場合においても、当該年度4月に認定した標準給与月額・掛金を変更することはできません。

- ②異動前後の施設で掛金額の変更はできません。掛金額が同じ場合は異動できます。掛金額の変更の場合は、加入者退会報告書・退職給付金支払請求書(様式第2号一(1)及び第3号一(1))を提出してください。
- ③この届は先に異動前施設・団体にご連絡ください。
- ④自助年金に加入している場合は、異動後施設に連絡してください。
- ⑤記入後コピーして、事業所控えとしてください。

*実際の標準給与月額が、異動前と異動後で大幅な変更がある場合については、施設間異動の扱いではなく、異動前の施設を退職し、異動後の施設で新規加入することもできますので、該当する職員と相談のうえ手続きしてください。

「職種コード区分一覧」に関する注意事項

| 職種 | コード区分 | 具体例 | 職種 | コード区分 | 具体例 |
|--------|-------|---|---------|-------|---|
| 施設団体会長 | 01 | 園長・所長・寮長・院長・常務理事・社協事務局長・団体事務局長 | 栄養士 | 08 | 栄養士・管理栄養士 |
| 指導員 | 02 | 児童指導員・生活指導員(支援員・相談員)・精神障害者社会復帰指導員・ソーシャルワーカー等 | 調理員 | 09 | 調理員・調理師等 |
| 保育士 | 03 | 保育士(保母・保父)・児童生活支援員・児童自立支援専門員 | 事務員 | 10 | 副施設長・副園長・事務長・事務員等 |
| 介護職員 | 04 | 介護職員・寮母・寮父・ケアワーカー等 | 介助員 | 11 | 介助員 |
| 医師 | 05 | 医師 | ホームヘルパー | 12 | ホームヘルパー・世話人 |
| 看護師 | 06 | 看護師・准看護師・保健師 | 介護支援専門員 | 13 | 介護支援専門員・ケアマネージャー |
| 訓練指導員 | 07 | 作業指導員・職業指導員・作業療法士・理学療法士・マッサージ師・職能訓練担当職員・言語機能訓練担当職員等 | その他職員 | 14 | 施設団体会長から介護支援専門員までのいずれの職種にも該当しないもの(例えば、運転手・用務員・薬剤師・守衛・ボイラー技師等) |